

燕市議会委員会条例の一部改正について

燕市議会委員会条例（平成18年燕市条例第178号）の一部を次のように改正するものとする。

平成24年12月21日 提 出

議会運営委員長 大 原 伊 一

記

燕市議会委員会条例の一部を改正する条例

燕市議会委員会条例(平成18年燕市条例第178号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管)」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、少なくとも1の常任委員となるものとする。

第6条の見出しを「(特別委員会の設置等)」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第8条第1項中「が会議に諮って指名する」を「の指名による」に改め、同条中第3項を第4項とし、同条第2項中「会議に諮って」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。